様式第１号（第２条関係）

　その３

ポスター作成契約届出書

　次のとおりポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

　　令和７年　　月　　日

　入善町選挙管理委員会委員長　飯田　好子　様

令和７年10月19日執行　入善町議会議員選挙

候補者　　　　　　　　　　　印

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 契約年月日 | 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | 契約内容 | 備　考 |
| 作成契約枚数 | 作成契約金額 |
|  |  | 枚 | 円 |  |
|  |  | 枚 | 円 |  |

備考　契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

様式第２号（第３条関係）

　その３

ポスター作成枚数確認申請書

　次のポスター作成枚数につき、入善町議会議員及び入善町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第12条の規定による確認を受けたいので申請します。

　　令和７年　　月　　日

　入善町選挙管理委員会委員長　飯田　好子　様

令和７年10月19日執行　入善町議会議員選挙

候補者　　　　　　　　　　　印

記

　１　契約年月日　令和７年　　月　　日

　２　契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

　３　確認申請枚数　　　　　　　　枚

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | 作　成　枚　数 | 左のうち確認済又は確認申請枚数 |
| 前回までの累積枚数(ａ) | 枚 | 枚 |
| 今回の枚数(ｂ) | 枚 | 枚 |
| 枚数計(ａ)＋(ｂ) | 枚 | 枚 |
| 備　　　　考 |  |  |

　備考

　　１　この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から町選挙管理委員会に提出してください。

　　２　この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。

　　３　「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

様式第６号（第５条関係）

|  |
| --- |
| ポスター作成証明書　次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。　　令和７年　　月　　日　　　　令和７年10月19日執行　入善町議会議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　印記 |
|  | ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 |  |  |
|  | 作成枚数 | 枚　 |  |
|  | 作成金額 | 円　 |  |
|  | 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数 |  |  |
| 備考　１　この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書等のポスターを作成した実績を証する書類（ポスター作成業者名、納品年月日、納品枚数及び作成金額が記載されたもの）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。　２　ポスター作成業者が町に支払を請求するときは、この証明書及び候補者から提出された納品書等のポスターを作成した実績を証する書類の写しを請求書に添付してください。　３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、町に支払を請求することはできません。　４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。　(1)　枚数　　当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数に相当する枚数　(2)　限度額＝単価（１円未満の端数は切上げ）　　586円88銭×ポスター掲示場数＋316,250円　　　　　　　ポスター掲示場数　　単価×確認された作成枚数＝限度額 |

様式第７号（第６条関係）

　その３

請求書

（ポスターの作成）

入善町議会議員及び入善町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第12条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

　　令和７年　　月　　日

　　　入善町長　様

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | 印　　 |

記

　１　請求金額　　　　　　　　　　円

　２　内訳　　別紙請求内訳書のとおり

　３　令和７年10月19日執行　入善町議会議員選挙

　４　候補者の氏名

　５　金融機関名、口座名及び口座番号

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 本・支店名 |  |
| 預金種別 |  | 口座番号 |  |
| フリガナ |  |
| 口座名 |  |

　　備考

　　　１　この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書、ポスター作成証明書及び納品書等のポスターを作成した実績を証する書類とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

　　　２　候補者が供託物を没収された場合には、町に支払を請求することはできません。

（別紙）

請求書内訳書

（ポスターの作成）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数 | 作成金額 | 基準限度額 | 請求金額 | 備考 |
| 単価A | 枚数B | 金額A×B=C | 単価D | 枚数E | 金額D×E=F | 単価G | 枚数H | 金額G×H=I |  |
| 箇所 | 円　 | 枚　 | 円　 | 円　 | 枚　 | 円　 | 円　 | 枚　 | 円　 |  |

　備考

　　１　「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

　　２　Ｄ欄には、次により算出した額を記載してください。

　　　316,250円＋586円88銭×ポスター掲示場数

…１円未満の端数は切上げ

　　　　　　　　　ポスター掲示場数

　　３　Ｅ欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

　　４　Ｇ欄には、Ａ欄とＤ欄と比較して少ない方の額を記載してください。

　　５　Ｈ欄には、Ｂ欄とＥ欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。